

東京大学大学院法学政治学研究科規則

昭和38年4月23日

評議会可決

沿革

第1章 総則

(本規則の目的)

第1条 この規則は、東京大学大学院学則（以下「学則」という。）及び東京大学大学院専門職学位課程規則（以下「専門職学位課程規則」という。）中、各研究科において定めるように規定されている事項及び東京大学大学院法学政治学研究科（以下「本研究科」という。）において必要と認める事項について定めることを目的とする。

2 本研究科における第1条の3に定める各専攻の教育課程、試験、入学及び修了等については、この規則に定めのあるもののほか、東京大学大学院法学政治学研究科管理運営規則第7条第1項により研究科教育会議を構成する各専攻の教育会議の議を経て、これを定める。

(教育研究上の目的)

第1条の2 本研究科は、理論的・歴史的な視野に立って法学・政治学に関する精深な学識を発展させ、専門分野における研究及び応用の能力を培うことにより優れた人材を養成すること、ならびに、国民や社会に貢献する高い志と強い責任感、倫理観を持ち、先端的法分野や国際的法分野でも活躍しうる、優れた法律実務家を養成することを目的とする。

2 各専攻の教育研究上の目的は、別に定める。

(研究科の専攻)

第1条の3 本研究科の修士課程及び博士後期課程に総合法政専攻を置き、専門職学位課程に法曹養成専攻を置く。総合法政専攻に、別表1に定めるコースを置く。

(学期)

第1条の4 学年を4学期に分ける。

2 各学期の期間は、学則第41条第3項により別に定められるところによる。

第2章 総合法政専攻

(教育課程)

第2条 1 授業科目は、原則として毎週2時間の授業を行うものとする。

2 1 授業科目の単位数は、15時間の授業時間をもって1単位とする。

3 授業科目及び単位数は、別表1に定めるところによる。ただし、総合法政専攻教育会議の議を経て、別段の定めをすることができる。

4 学生が国内の他の大学の大学院、国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和51年法律第72号）第1条第2項に規定する1972年12月11日の国際連合総会決議に基づき設立された国際連合大学、外国の大学の大学院が行う通信教育又は外国の大学の大学院において、専門分野に関する科目を修

得しようとするときは、前3項の規定にかかわらず、学則第10条、第10条の2、第28条又は第28条の2の規定によるものとする。

- 5 学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第2条第7項に定めるところにより、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを認めることができる。細則については別に定める。

第3条 授業科目は、これを次の2種類に分ける。

(1) 必修科目

(2) 選択科目

(履修単位数及び履修方法)

第4条 修士課程においては、必修科目12単位及び選択科目18単位以上を履修し必要な研究指導を受けなければならない。

- 2 必修科目は、指導教員の指示に従い、所属コースの授業科目の中から履修するものとする。
- 3 選択科目は、指導教員の承認を得て、所属コース又は他のコース、他の専攻若しくは他の研究科又は教育部の授業科目の中から履修するものとする。
- 4 指導教員の承認を得た場合には、学部の授業科目を、8単位を限度として、選択科目として履修することができる。
- 5 特別の事情のある外国人学生については、所属コースにおいて、前項の単位の限度を変更することができる。
- 6 授業科目の中、専攻指導に限り、8単位を超えて単位を取得することができない。

第5条 博士後期課程においては、必修科目10単位及び選択科目10単位以上を履修し必要な研究指導を受けなければならない。

- 2 必修科目は、指導教員の指示に従い、所属コースの授業科目の中から履修するものとする。
- 3 選択科目は、指導教員の承認を得て、所属コース又は他のコース若しくは他の研究科の授業科目の中から履修するものとする。
- 4 指導教員の承認を得た場合には、修士課程又は専門職学位課程の科目を選択科目として履修することができる。
- 5 修士課程において30単位以上を取得した者は、指導教員の承認を得て、その超過単位数を、10単位を限度として、博士後期課程の選択科目の単位数に算入することができる。
- 6 授業科目の中、専攻指導に限り、8単位を超えて単位を取得することができない。

(他の大学の大学院又は研究所等における研究指導)

第5条の2 学則第12条に定める他の大学の大学院又は研究所等における研究指導は、指導教員の申請に基づき、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを許可することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、他の大学の大学院又は研究所等における研究指導に関し必

要な事項は、別に定める。

(履修科目届)

第6条 学生は、指導教員の指導を受けて、当該学年内において履修しようとする科目を定め、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

(受験届)

第7条 学生は、履修した科目について単位を取得しようとするときは、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

(定期試験)

第8条 定期試験は、授業の行われた学期の授業期間の末に行う。2学期にわたって授業の行われた科目及び通年で授業の行われた科目については、最後に授業が行われた学期の授業期間の末に、これを行う。ただし、試験を行うことなく、平常の成績又はレポート等により、採点することを妨げない。

(追試験)

第9条 定期試験のほか、特に必要な場合は、別に定めるところにより、総合法政専攻教育会議の議を経て、追試験を行うことができる。

(学位論文)

第10条 修士課程において学位論文を提出しようとする者は、所属コースに1年以上在学し、16単位以上を取得していなければならない。ただし、学則第5条第1項ただし書に定める特例を認められる者については、この限りでない。

2 学位論文は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に、これを提出するものとする。

第11条 博士後期課程において学位論文を提出しようとする者は、所属コースに2年(学則第6条第1項に規定する法科大学院の課程を修了した者にあつては、1年)以上在学し、10単位以上を取得していなければならない。

2 学位論文は、指導教員の指導を受けて、指定の期間内に、これを提出するものとする。

ただし、学則第6条第2項及び第3項に定める特例を認められる者については、この限りでない。

(最終試験)

第12条 最終試験は、所要の単位を取得し、かつ、学位論文を提出した者について、これを行う。

2 最終試験の期日及び試験の方法については、あらかじめ、発表する。

(学位の授与)

第13条 学則第5条第1項に定める修了要件を満たした者には、修士(法学)の学位を授与する。

第14条 学則第6条に定める修了要件を満たした者には、博士(法学)の学位を授与する。

(所属コースの変更)

第15条 所属コースの変更は、在学1年以上を経た者で特別の事情がある場合に限り、総

合法政専攻教育会議の議を経て、これを許可することができる。

第16条 所属コースを変更した者の変更後の修業年限は、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを定める。

第17条 所属コースを変更した者が変更前のコースにおいて取得した単位は、指導教員の認定により、第4条又は第5条に規定する単位に算入することができる。

(専門分野の変更)

第18条 同一のコース内で、専門分野を変更しようとする者については、前3条の規定を準用する。

(入学資格)

第19条 修士課程に入学することのできる者は、学則第16条第1項(第8号を除く。)の定めるところによる。

2 博士後期課程に入学することのできる者は、学則第16条第2項各号の定めるところによる。

3 前項の場合において、学則第16条第2項第7号及び第8号の入学資格に関する規定を適用し、その資格要件を認定する基準は、別に定める。

(再入学)

第20条 修士課程又は博士後期課程を途中で退学した者で当該課程に再入学を志願するものについては、学年の初めに限り、総合法政専攻教育会議の議を経て、再入学を許可することができる。

第21条 再入学者は、退学前の所属したコースに所属するものとする。

第22条 再入学者の修業年限は、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを定める。

第23条 再入学者が退学前のコースにおいて取得した単位は、指導教員の認定により、第4条又は第5条に規定する単位に算入することができる。

(修士入学)

第24条 本学大学院において修士の学位を得た者で更に修士課程に入学を志願するものの選抜については、新たに入学を志願する者の例による。ただし、この場合においては、総合法政専攻教育会議の議を経て、入学試験の一部を免除することができる。

第25条 前条により入学した者については、総合法政専攻教育会議の議を経て、在学期間を1年とすることができる。

第26条 第24条により入学した者が前に在学したコースにおいて取得した単位は、指導教員の認定により、第4条に規定する単位に算入することができる。

(博士入学)

第27条 本学大学院において博士の学位を得た者で更に博士後期課程に入学を志願するものの選抜については、第24条の規定を準用する。

第28条 前条により入学した者については、総合法政専攻教育会議の議を経て、在学期間を2年とすることができる。

第29条 第27条により入学した者が前に在学したコースにおいて取得した単位は、指導教員の認定により、第5条に規定する単位に算入することができる。

(学則第5条第1項ただし書・第6条第2項及び第3項の特例)

第30条 本研究科修士課程においては、学則第5条第1項ただし書に定める特例を認めることができるものとする。

2 本研究科博士後期課程においては、学則第6条第2項及び第3項に定める特例を認めることができるものとする。

3 前2項の場合の細則については、別に定める。

(大学院科目等履修生)

第30条の2 学則第31条の2に定める大学院科目等履修生の受入れは、申請に基づき、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

(特別研究学生)

第31条 学則第32条に定める特別研究学生の受入れは、当該学生の所属する大学の大学院又は研究科の申請に基づき、総合法政専攻教育会議の議を経て、これを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、特別研究学生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

第3章 法曹養成専攻

(授業科目)

第32条 学生が履修すべき授業科目は、次の3種類とする。

(1) 必修科目 必ず履修することを要する科目

(2) 選択必修科目 数科目中一定の単位を選択することを要する科目

(3) 選択科目 選択履修することができる科目

(科目の名称及び単位数)

第33条 必修科目、選択必修科目及び選択科目に属する授業科目の名称及び単位数は、別表2に定めるほか、法曹養成専攻教育会議の議を経て定めるところによる。

(単位)

第34条 1 授業科目の単位数は、毎週1時間15週をもって1単位とする。

(年次)

第35条 年次は、必修科目が置かれる学年を基準として設ける。

2 必修科目が置かれる学年は、別表2において定める。

(法学既修者)

第36条 法学既修者として入学を認められた者は、1年在学し、1年次の必修科目のうち法曹養成専攻教育会議の議を経て指定する30単位を取得したものとみなす。

2 法学既修者として入学を認められた者は、2年次より履修を開始する。

(長期履修学生)

第36条の2 学生が標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し課程を修了することを希望する旨を申し出たときは、学則第2条第7項に定めるところにより、法曹養成専攻教育会議の議を経て、これを認めることができる。細則については別に定める。

(履修の上限)

第37条 学生は、1年次には34単位を超えて、その他の年次には36単位を超えて履修することはできない。

- 2 前項の規定にかかわらず、専門職大学院設置基準(平成15年文部科学省令第16号)第20条の7第6号に定める認定連携法曹基礎課程を修了して入学した者その他登録した履修科目の単位を別に定める基準に照らして優れた成績をもって修得することが見込まれる者として本研究科が認める学生については、別に定めるところにより、1年につき44単位を超えない範囲内で別に定める単位数までの履修を認めることができる。

(他の研究科及び専攻の科目)

第38条 学生は、選択科目の履修に代えて、他の研究科、学際情報学府、公共政策学教育部及び本研究科の他の専攻に属する科目を12単位以内において履修することができる。ただし、この科目を履修する場合は、あらかじめ、法曹養成専攻長の許可を受けなければならない。

(入学前の既修得単位の認定)

第38条の2 専門職学位課程規則第14条第1項の規定により、入学前に本専攻の授業科目に関し修得した単位は、10単位を限度として、入学後の本専攻の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項に定めるもののほか、入学前に修得した単位の認定に関し必要な事項は、別に定める。

(修了要件単位)

第39条 専門職学位課程規則第21条の定めるところにより、本専攻を修了して法務博士(専門職)の学位を得るためには、別表2履修要件の項に定める単位を修得しなければならない。

(進級制)

第40条 1年次又は2年次に在籍する学生が、その年次に必修とされている単位数の3分の2以上を修得しない場合又は必修科目の成績等が法曹養成専攻教育会議の議を経て定める基準に満たない場合は、次の年次に進級することができない。その場合において、進級できなかった学生の当該年度の履修単位はすべて無効とする。

- 2 2年連続して進級することができなかった学生は、学生の身分を失う。
- 3 第1項後段及び前項の規定は、学生が学則第28条の規定により外国の大学の大学院に留学する場合において、当該留学が法曹養成専攻教育会議の議を経て定めるものに該

当するときは、適用しない。

(履修科目届)

第41条 学生は、当該学年内において履修しようとする科目を定め、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

(受験届)

第42条 学生は、履修した科目について単位を取得しようとするときは、指定の期間内に、所定の様式により届け出なければならない。

(定期試験)

第43条 定期試験は、授業の行われた学期の授業期間の末に行う。2学期にわたって授業の行われた科目及び通年で授業の行われた科目については、最後に授業が行われた学期の授業期間の末に、これを行う。ただし、試験を行うことなく、平常の成績又はレポート等により、採点することを妨げない。

2 前項前段の規定にかかわらず、4月又は10月を開始月とする学期のみに授業が行われた科目については、その次の学期の授業期間の末に定期試験を行うことができる。

(追試験)

第44条 筆記試験の追試験は、病気・事故その他のやむを得ない事由により、その年度の所定の履修科目を受験することができなかった学生に対して実施する。

(入学資格)

第45条 法曹養成専攻に入学することのできる者は、専門職学位課程規則第16条が準用する学則第16条第1項(第8号を除く。)の定めるところによる。

(再入学)

第46条 再入学に関しては、第20条、第22条及び第23条を準用する。

(大学院科目等履修生)

第47条 学則第31条の2に定める大学院科目等履修生の受入れは、申請に基づき、法曹養成専攻教育会議の議を経て、これを許可することができる。

2 前項に定めるもののほか、大学院科目等履修生の受入れに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

2 平成8年3月31日以前に第1種課程の修士課程又は第1種博士課程に入学し、引き続き在学する者については、平成8年4月1日から修士課程又は博士後期課程に所属するものとする。

附 則

1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。

2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成16年4月20日から施行する。

附 則（抄）

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（抄）

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 平成20年3月31日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に入学し、引き続き在学する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成24年6月28日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成26年2月18日から施行し、改正後の東京大学大学院法学政治学研究科規則の規定は、平成25年4月1日から適用する。
- 2 平成25年3月31日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に法学未修者として入学した者のうち、平成25年4月1日に2年次以上として在籍する者及び平成25年3月31日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に法学既修者として入学した者については、なお従前の例による。
- 3 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成28年6月23日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。
- 2 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和4年3月31日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に入学した者のうち、令和4年4月1日に3年次として在籍する者の3年次に履修することのできる単位数の上限については、なお従前の例による。
- 3 この改正に伴う経過措置は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、令和6年2月21日から施行する。
- 2 令和3年3月31日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に法学未修者として入学し

た者及び令和4年3月31日以前に法曹養成専攻の専門職学位課程に法学既修者として入学した者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

[別表1](#) 修士課程・博士後期課程（総合法政専攻）科目表

[別表2](#) 専門職学位課程（法曹養成専攻）科目表

沿革

東京大学大学院法学政治学研究科規則

体系情報

□第3編 学務

▽第2章 大学院

沿革情報

◆昭和38年04月23日 評議会可決

◇昭和42年04月01日

◇昭和47年11月21日

◇昭和51年03月16日

◇昭和56年05月19日

◇昭和62年04月01日

◇平成01年04月01日

◇平成02年06月05日

◇平成02年12月18日

◇平成04年04月01日

◇平成07年11月21日

◇平成08年04月01日

◇平成10年04月01日

◇平成12年03月21日

◇平成13年07月10日

◇平成14年03月29日

◇平成16年03月30日

◇平成16年04月20日

◇平成17年03月17日

◇平成18年01月30日

◇平成18年03月31日

◇平成19年02月20日

◇平成19年03月30日

◇平成20年03月31日

◇平成21年02月17日

- ◇平成21年03月06日
- ◇平成22年03月17日
- ◇平成22年03月31日
- ◇平成23年03月30日
- ◇平成24年02月21日
- ◇平成24年06月28日
- ◇平成25年02月19日
- ◇平成26年02月18日
- ◇平成26年02月24日
- ◇平成27年02月17日
- ◇平成28年03月17日
- ◇平成28年06月23日
- ◇平成29年02月06日
- ◇平成31年02月19日
- ◇令和03年02月16日
- ◇令和04年02月28日
- ◇令和06年02月05日
- ◇令和06年02月21日